

一 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請の手数料 一

1. 認定申請手数料（法第53条第1項に基づく申請）

① 住宅の用途に供する部分の認定申請

建築物の区分	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
一戸建ての住宅又は戸数が1戸の共同住宅等	5,700円	32,200円
戸数が2戸以上5戸以内の共同住宅等	12,400円	65,900円
戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	18,400円	91,200円
戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	28,000円	126,700円
戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	44,300円	180,300円
戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	76,200円	256,700円
戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	118,300円	346,400円
戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	148,400円	452,900円
戸数が300戸を超える共同住宅等	158,000円	531,200円

② 住宅以外の部分の認定申請 ※熱損失審査を要しないもの

住戸以外の部分の床面積の合計	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
300㎡以内のもの	10,300円	100,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,600円	165,400円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	75,700円	255,600円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	117,800円	327,300円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	147,900円	390,500円
25,000㎡を超えるもの	184,000円	454,300円

③ 住宅以外の部分の認定申請 ※熱損失審査を要するもの

住戸以外の部分の床面積の合計	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
300㎡以内のもの	10,300円	218,600円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,600円	348,900円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	75,700円	495,200円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	117,800円	606,500円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	147,900円	714,200円
25,000㎡を超えるもの	184,000円	814,700円

(例)

- ◆一戸建て住宅の認定 → 表①
- ◆共同住宅の住戸のみの認定 → 表①
- ◆共同住宅全体の認定 → 表① + 表②
- ◆非住宅建築物（熱損失審査有り） → 表③
- ◆共同住宅と非住宅の複合建築物（熱損失審査有り） 表① + 表② + 表③

2.計画変更に伴う認定申請手数料（法第55条第1項の規定に基づく変更）

- ・裏の表の該当箇所の金額×（2分の1）
※100円未満の端数があるときは切り上げ

3.認定（変更）申請に合わせて建築基準関係規定への適合審査の申出を行う場合

- ・1.2.で算出した認定（変更）申請手数料に、申し出件数1件につき確認申請相当額を加算した額（詳しくは上越市手数料条例をご覧ください。）